

## 第2次試験受験者の皆様へ

人事院人材局企画課任用班  
〒100-8913 千代田区霞が関1-2-3  
TEL 03-3581-5311 内線2315

### I 採用までの手続

#### 1 最終合格者の発表(12月13日(水) 午前9時)

インターネット合格者発表専用ホームページに合格者の受験番号を掲載します。[<https://www.jinji-shiken.go.jp/goukaku.html>]

また、合格者には、得点及び席次を記載した合格通知書を発行します。パーソナルレコードにログインし、ダウンロードしてください。

[<https://www2.jinji-shiken.go.jp/PsrInitAct.cgi>]

なお、合格通知書は再発行できませんので、指定の期間内に必ずダウンロードしてください。

〔合格者発表〕



〔合格通知書〕



#### 2 官庁訪問(12月15日(金) 午前9時以降に開始されます。)

官庁訪問の詳細については、国家公務員試験採用情報NAVIに掲載の「2023年度版官庁訪問ガイド総合職試験(教養区分)」を参照してください。

[[https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/sougou/2023sougou\\_kyouyou\\_guide.pdf](https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/sougou/2023sougou_kyouyou_guide.pdf)]

官庁訪問では、採用面接が行われます。各府省等は、官庁訪問を通じて訪問者が各府省等にとって適した人材であるかどうか、行政に対する意欲がどの程度であるかなどを評価し、採用者を人選します。内定を得るためには、必ず官庁訪問をしてください。

2024年4月採用に向けた官庁訪問については、12月15日(金)午前9時以降に開始されますが、予約は12月13日(水)の午前9時以降から、電話、メール等の方法により、各府省等において受け付けることとなっています。最終合格者発表日の12月13日(水)から官庁訪問開始日である12月15日(金)午前9時までの間は、受験者に対する業務説明や面接等、採用に向けた行為(電話、メール等による接触も含む)等を、各府省等は一切行わないこととしています。

なお、2025年4月採用に向けた官庁訪問については、今後各府省間で申合せが行われる予定です。

〔官庁訪問ガイド〕



### 2023年度総合職試験(大卒程度試験)(教養区分)官庁訪問スケジュール ※2024年4月採用に向けた官庁訪問

月	10月	...	12月								
日	1		13	14	15	16	17	18	19	20	
曜日	日		水	木	金	土	日	月	火	水	
	第1次試験日		最終合格者発表日	官庁訪問予約開始 (午前9時以降)		官庁訪問開始日 (午前9時以降)	(接触不可)	(接触不可)			内定解禁 (午前9時以降)

最終合格者発表日から官庁訪問開始日午前9時までの間は、対面での広報活動は不可

### 3 採用内定までの流れ

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に得点順に記載され、国家公務員として採用される候補者(以下「採用候補者」という。)となります。
- (2) 各府省等は、採用候補者の中から面接を行い、採用者を決定します。
- (3) 人事院は、名簿、受験申込内容及び登録された採用志望情報に基づき、面接を行うに当たり必要と認められる範囲内の採用候補者の情報(連絡先、採用希望年度等)を記載した採用候補者一覧表を作成し、個人情報の保護に十分留意した上で、各府省等に通知します。
- (4) 最終合格者数は、進学や民間企業等への就職により採用を辞退する者等を見込んで決定しているため、採用予定数より多くなっています。採用を希望する場合は、必ず官庁訪問を行ってください。
- (5) 各府省等では、2024年4月採用予定者に対し12月20日(水)午前9時以降、採用内定を行います。

採用が内定した後に辞退することは、他の採用希望者に迷惑をかけるとともに、採用事務にも支障をきたしますので、採用内定を応諾するに当たっては、その後に辞退することのないように慎重に判断してください。

### 4 名簿の有効期間・名簿からの削除

名簿の有効期間は、最終合格者発表の日から6年6か月間です。

名簿の有効期間内であれば、試験を受け直さずに官庁訪問を行うことができますが、官庁訪問の結果、各府省等から内定を受け、実際に採用された場合は名簿から削除されます。

なお、進学や民間企業等への就職により一度、名簿からの採用を辞退した場合でも、直ちに名簿から削除されることはありません。

有効期間を経過した後は当該名簿から採用されることはありませんので、留意してください。

## II 採用志望情報の登録 (※第1次試験合格通知書ダウンロード時に、すでに登録済みのものです。) [採用志望情報登録]

最終合格後の採用に関する事務に使用するため、第1次試験合格者は、採用志望情報(採用を希望する年度、最終合格後の意向等の確認に使用可能なメールアドレス等)を、パーソナルレコードにログインして、必ず登録していただく必要があります。また、第1次試験後に連絡先(氏名、住所、電話番号、メールアドレス)に変更があった場合は、採用志望情報の登録時に、併せて変更を申し出てください。



登録に当たっては、以下の<登録事項ごとの注意事項>を確認してください。

[<https://www2.jinji-shiken.go.jp/PsrInitAct.cgi>]

ここで登録された情報は、最終合格時において採用を予定している府省等(特別職を含む)に通知しますが、採用事務以外の目的に使用することはありません。また、登録された個人情報は、個人情報保護法に基づき適正に管理されます。

なお、登録された情報は第2次試験最終日である11月26日(日)17時まで、随時、パーソナルレコードで確認・変更が可能ですので、変更する必要が生じた場合は、忘れず変更内容を登録するようにしてください。

※ インターネットのアクセス環境が整っていない等の理由により、パーソナルレコードから採用志望情報の登録ができない特段の事情がある場合には、第2次試験当日(本日)中に、試験係官まで申し出てください。紙面により、採用志望情報を記入いただきます。

※ 最終合格後は、次のページに記載の、意向届(人事院ホームページ内の「意向届オンラインシステム窓口」)の提出により、随時、登録内容の変更が可能です。

### <登録事項ごとの注意事項>

#### [採用希望年度]

採用を希望する年度について、8つの選択肢のうち、該当する1つを選んでください。内定を希望する年度ではありません。

なお、「今年度内(合格後から翌年3月31日まで)」とは、最終合格後から2024年4月より前の随時の時期(たとえば1月、3月等)に採用されることを希望する場合を示しており、たとえば2024年4月(令和6年4月)の採用を希望する場合は、「2024年度(令和6年度)」を選択します。

## 【メールアドレス】

メールアドレス欄には、受験申込時に登録したメールアドレスがあらかじめ表示されています。合格後も連絡が取れるメールアドレスと異なる場合は、次の【連絡先変更】により、意向等確認用のメールアドレスを登録してください。

## 【連絡先変更】

登録画面には、第1次試験合格時点の氏名、住所、電話番号及び受験申込時に登録したメールアドレスがあらかじめ表示されています。表示された連絡先に変更がある場合は、連絡先変更欄により「変更する」のラジオボタンを選択した後、変更の必要がある事項のみ入力し、登録してください。特に、受験申込時に登録したメールアドレスは、最終合格後、意向等の確認に使用するため、合格後も連絡が取れるメールアドレスと異なる場合は、意向等確認用メールアドレス欄に入力し、登録してください。

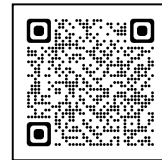
## 【最終合格した場合の提出資料】

「意向届」 最終合格者の発表後、以下の1～5に該当する場合に、国家公務員採用情報NAVI内の「意向届オンラインシステム窓口」より人事院人材局企画課任用班宛てに必ず提出してください。

提出に当たっては、「意向届に関するQ&A」も参照してください。

[[https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/tetsuzuki/ikotodoke\\_qanda.html](https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/tetsuzuki/ikotodoke_qanda.html)]

【意向届オンラインシステム】



【意向届 Q&A】



※ 「意向届」は、名簿の管理及び採用候補者の意向確認等に関する事務に使用するものです。登録された個人情報、個人情報保護法に基づき、適正に管理されます。

### 1 総合職試験(大卒程度試験)(教養区分)で採用(内定・内々定)が決定した場合

各府省等の採用が内定・内々定した場合は、採用予定時期及び府省等名を入力し、直ちに提出してください(提出は1回限りでよい)。

### 2 今後の採用を希望しない場合(他の就職が内定したことによる辞退等)

次に掲げる理由で今後の採用を希望しない場合は、必要事項を入力し、内定受諾又はその他の事情が生じた後、直ちに提出してください(提出は1回限りでよい)。

(1) 総合職試験(大卒程度試験)(教養区分)以外の試験等により、国の機関の採用内定を受諾した場合

例 試験名: 国税専門官試験

(2) 地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人又は民間企業等の採用内定を受諾した場合

(3) (1)、(2)以外の理由(志望府省等の内定が得られなかった等)で、総合職試験(大卒程度試験)(教養区分)からの採用を今後希望しない場合

※ 「今後の採用は希望しない」と提出しても、名簿有効期間内は名簿から削除されることはありません。提出後、やはり国家公務員として働きたい場合は、下記の「4 引き続き採用を希望する場合」の意向届を提出してください。

### 3 採用希望年度を変更する場合

第2次試験最終日(11月26日(日)17時)までに登録した「採用志望情報」で選択した採用希望年度や、過去に提出した意向届で選択した採用希望年度から変更がある場合は、必要事項(延期理由等)を入力し、直ちに提出してください。

※ 採用志望情報登録において、当初より採用希望年度の延期を希望している方は、延期した採用希望年度を変更する場合以外は、提出する必要はありません。

### 4 引き続き採用を希望する場合

各府省等の採用内定を得ることができず、引き続き採用を希望する場合は、必要事項を入力し、第1回目は2024年1月1日を提出期限として、前回提出した内容と変更がない場合も、それ以降必ず3か月ごと(4月1

日、7月1日、10月1日、1月1日)に提出してください。意向届の提出がないと、採用希望者として各府省等へ紹介することはできません。

※ 採用希望年度を延期していた方で、官庁訪問の結果、採用(内定)を得られず引き続き官庁訪問を行う場合は、こちらにより必ず提出してください。

## 5 連絡先を変更する場合

住所又は電話番号を変更した場合は、新しい連絡先を基本情報共通項目の「新しい住所欄」又は「新しい電話番号欄」に入力し、直ちに提出してください。

### 意向届オンラインシステムの利用方法

- ① インターネットで「<https://ssl.jinji.go.jp/ikotodoke/>」までアクセス  
＜人事院ホームページからのアクセス＞  
「国家公務員試験採用情報NAVI」→「採用情報」→「意向届の提出・合格証明書の発行」  
→「意向届の提出」→「意向届オンラインシステム窓口」
- ② 「インターネットを通じた意向届の提出の流れ」を確認し、「利用規約・入力画面はこちら」をクリック
- ③ 「意向届オンラインシステム利用上の注意」を読み、「同意する」をクリック
- ④ 「基本情報共通項目の入力」画面において、試験の種類「総合職(大卒)」にチェックし、試験年度、試験の区分、整理番号(最終合格通知書に記載)、氏名、メールアドレス等その他必要事項を入力(連絡先を変更する場合も、この画面において入力)  
  
＜入力例＞  
\*は必須項目ですので、必ず入力してください。  
試験年度 \* 西暦 2023 年度 [半角数字のみ]  
試験の区分 \* 教養  
整理番号 \* 10 [半角数字のみ]
- ⑤ 「次へ」をクリックし、意向届(総合職試験)画面へ  
以下の項目については、1、2、3、4、5のいずれかにチェックし、該当事項を入力してください。  
  - 1 総合職試験からの採用(内定・内々定)が決定した(採用予定時期:西暦 年 月)
  - 2 今後の採用は希望しない(1の場合はこちらを選ぶ必要はありません)
  - 3 採用希望時期の延期を希望する(採用希望時期:西暦 年4月から)
  - 4 引き続き採用を希望する(1の場合はこちらを選ぶ必要はありません)
  - 5 連絡先(住所・電話番号)の変更のみ
- ⑥ 必要項目を入力後「次へ」をクリック
- ⑦ 入力済みの情報を確認の上、必要に応じて修正し、最後に「送信」をクリック

以 上